



No.	区域線
A	J R 東海道新幹線の線路敷
B	近隣商業地域の境界線
C	(都)京都神戸線からの 50m の後退線
D	(都)京都神戸線からの 50m の後退線
E	高槻市と島本町又は枚方市との行政界
F	(都)樟葉中宮線からの 50m の後退線
G	大阪府と京都府との行政界

- : 京街道
- : 街道 (景観行政団体部分)
- : 街道 (道が喪失しているところ)

※歴史的街道区域(一般区域)は、大阪府域の歴史的街道及びその沿道の区域(道路の端から両側 10m の幅の区間を合わせた区域)です。